

午後3時20分再開

○議長（堀尾俊浩君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、7番佐々木明子議員の質問を許可いたします。7番佐々木明子議員。

（7番佐々木明子君登壇）

○7番（佐々木明子君） 皆さん、こんにちは。7番佐々木明子でございます。本日は公私ともお忙しい中、傍聴にお越しくださしましてありがとうございます。また、インターネットを御覧の皆様、ありがとうございます。

今日、最後の一般質問となりました。頑張って質問してまいりたいと思いますので、執行部の皆様、よろしく願いいたします。

さて、未曾有の豪雨災害から間もなく3年が過ぎようとしています。災害復旧も思うように進んでいない中、今年は目に見えない新型コロナウイルスの脅威にさらされております。3月の定例会の折は、パンデミックという言葉を使うことさえちゅうちょをされておりましたが、今では世界187カ国、807万人が感染し、死者数も43万8,000人を上回り、歴史に残るパンデミックとなってしまいました。日本においてもステイホームが義務付けられ、社会生活も自粛を余儀なくされました。

しかし、この間、コロナウイルス感染の恐怖におびえながらも、社会を維持するため就労していただいた医療従事者をはじめ多くの皆様に感謝申し上げるところでございます。

幸いなことに朝倉市は現在まで感染者は出ておりませんが、これから秋、冬にかけて第2波、第3波が襲ってくるのが懸念されています。社会、経済がこれ以上衰退しないよう「ウィズ コロナ」で生活が営まれる対策の構築が、早急に取り組みなければならないのではないのでしょうか。

これよりは、質問席において質問を続行させていただきます。

（7番佐々木明子君降壇）

○議長（堀尾俊浩君） 7番佐々木明子議員。

○7番（佐々木明子君） 新型コロナウイルス感染予防対策としての小学校臨時休業に伴い、一日保育の学童保育所が開所されました。3月3日から5月30日まで、約3カ月間の長期にわたり、保育に携わっていただけましたが、3密を防ぐために学校を休校したのに、狭い部屋で、3密状態で保育している学童を、なぜ開所しなければならないのかという不安の声が支援員たちから多く聞かれました。

しかし、支援員の訴えに地域の小学校が協力してくださったこと、また、家庭保育が可能な世帯に、登所自粛の協力要請があったこともあり、登所する子どもの数が減少し、難局を乗り越えることができたとのこと。改めて学童保育所支援員の皆様に感謝申し上げたいと思います。

働く保護者にとって、子どもが放課後を安心安全に過ごすことができる場所として広が

ってきた学童保育ですが、昨年は全国で3万2,600カ所開設され、127万人の子どもたちが利用しました。また、育成事業に対する国の補助金も約888億円が予算化されました。

朝倉市の令和2年度の学童保育所数、利用している子どもの数、支援員・補助員数、設置形態をお尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中美由紀君） 令和2年度の学童保育所は16カ所でございます、学童の入所児童は661名でございます、全児童の24.9%が学童を利用いたしております。それから、支援員でございますが、全体で116名でございます。それから、学童16カ所のうち14カ所が指定管理、残る2カ所が業務委託となっているところでございます。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 私、平成28年度に学童保育所のことについて一般質問しておりますが、そのときの子ども数は505名でした。現在661名、やはり人口が減少している朝倉市であっても、学童保育を利用する子ども数はふえていることが分かります。支援員の数も二十何名か増えておりますし、やはり朝倉市における学童保育所の必要性というものが十分に分かることだと思います。

ところで、朝倉市の学童保育所16カ所のうち14カ所が指定管理を受けて運営されております。指定管理についての説明となぜ学童保育所事業に指定管理者制度を取り入れているのかお尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 指定管理者制度の、学童を含めて朝倉市の中ではいろんな施設あるいは運営について取り組んでおりますが、まず市といたしましては、指定管理者制度運用方針というのを策定して、それに基づいて実施を行っております。

これは、全国同じ考え方ではございますが、民間能力の活用により住民サービスの向上や経費縮減を目的としており、先ほど言いますように、現在は学童保育所を含めてレクリエーションスポーツ施設が5件、産業振興施設が3件、社会福祉施設が16件と合計で24件でございます。このうち、公募による指定管理者制度が7件、指名が17件でございます。これが今現在指定管理により管理運営がなされているものでございます。

それで、どうして指定管理かというところの考え方でございますが、通常は業務委託契約という考え方もあるかと思います。業務委託契約の場合は、担当部署が仕様書に基づき、入札などによって委託業者を決定することになります。そして、業務履行に当たっては、担当部署が必要な書類の提示を受け、確実に業務が行われたかどうかを審査し、委託料を支払うという流れになっております。これは、通常の業務委託でございます。

そして、指定管理者制度につきましては、業者の選定時に担当部署が作成いたしました仕様書、受託を希望する業者が作成いたしました提案書、事業計画、そして決算や予算

に関連する書類などを指定管理者候補者選定委員会——これは専門家、有識者、市職員等で構成されておりますが——ここで審査をし、受託者を選定すると。その後に議会の議決をいただく流れとなっております。

言いますように、仕様書の内容を細かく規定できる、受託者の自由度を高める必要のないものであれば、業務委託契約を、受託者の裁量によってよりよいサービスの提供を求めたいという場合におきましては、指定管理者制度を適用するということで御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） ほかの業種であれば、指定管理者制度を取り入れた業務の運営というものは大きなメリットがあると思いますが、こと学童保育事業において業務委託と指定管理によるもの、どのような差があるか、メリットがありますでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中美由紀君） 指定管理制度は、先ほど総務部長が申し上げましたように、施設の管理だけではなくて運営面も業務に含まれているところでございます。

学童保育所につきましても指定管理制度を設けておりますが、こちらは国の放課後児童クラブ運営指針におきまして、育成支援の継続性という観点から、安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、継続的、安定的に運営するということがうたわれているため、効率性のみならず、長期的安定的に運営するというところで、指定管理制度を選定しているところでございます。

また、平成20年に、公の施設の管理運営指針を策定いたしておきまして、その中で学童保育所についても指定管理者が運営管理をしていくという方針を出しているところでございます。

なお、指定管理者は本来、一般的に公募で、プロポーザルで選定をするわけですが、学童保育所につきましては、御存じのとおりこれまでのこの学童保育そのものが、子どもを思う保護者のたゆまない努力、思いのもとに制度化されたものでございます。子どもを預けている保護者が、学童保育所の運営に関心を持ち、子どもとの触れ合いを大切にするという体制は、児童の健全な育成に必要不可欠だと考えておきまして、そういう歴史や保護者の役割を十分尊重いたしまして、保護者会に指定管理をお願いしているところでございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 市のお考えはある程度は分かりましたが、じゃあ福岡県における昨年の学童保育の状況を見ますと、福岡県は1,523カ所ございます。利用している子どもの数も6万3,000人おります。指定管理を受けて開設している保育所は、その中でも259カ所だけしかございません。簡単に言いますと、運営協議会とかNPO法人、法人とか民間とかで、保護者会で指定管理を受けて開設している保育所、何カ所あると思いま

す。わずか11カ所、これは朝倉市だけが、保護者会で運営している学童保育が指定管理を受けているということになるんです。

ちなみに福岡市の場合、364カ所学童保育所が開設しておりますが、351カ所は普通の業務委託でございます。指定管理は1つもございません。保護者会運営ももちろんございません。

北九州市は、362カ所ありますが、282カ所がやはり業務委託、ここは法人指定管理が80ございますが、保護者会で運営している学童保育はございません。

全国を見てみますと、先ほども3万2,600カ所あると申しましたが、その中で指定管理を受けて運営しているのは、わずか4,297カ所しかございません。もちろんどこが運営主体になっているかといいますと、NPO法人、社会福祉協議会、近年においては民間企業などにも指定管理を受けさせて運営させておりますが、保護者会はわずか78カ所です。その中に朝倉市の11カ所も入っているわけですが、全国的に見ても指定管理者制度を導入している保育所は少ないと考えられます。保護者会で指定管理を導入している、なぜ保護者会で指定管理者制度を導入しなきゃいけないかということの、もう一回見解をお尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中美由紀君） 先ほど16カ所のうち14カ所が朝倉市の指定管理というふうに言っておりますけれども、1カ所が社会福祉法人、もう一カ所が企業でございまして、残る14カ所が任意団体の保護者会でございます。

朝倉市の場合、先ほど申し上げましたように、昔からの歴史で保護者会に指定管理をお願いしているところでございますけれども、運営上スムーズに行っておりまして、毎回指定管理の期限が切れるときに、いろいろ、今回もできますかというようなお尋ねをしたりして、できるということで指定管理者制度を続けているところでございます。

1つの学童保育所から、もう保護者会ではできないという申し出が2年前に、3年前ですか、ありましたので、1カ所は公募による指定管理を行いまして、民間が指定管理者となっているところでございます。

今のところ、そういう保護者会を市のほうでは尊重しておりまして、そこからできないという申し入れ等がないので、指定管理を今続けているところでございます。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 平成20年度に指定管理を学童保育所に導入しようとしたときに、保護者は大分抵抗したそうです、そぐわないと。だけど、これは国が決めたことだからしなきゃいけないと、その一言で指定管理者制度を導入させられたというお話も聞いております。

2011年、時の片山善博総務大臣は、こういうことを述べております。「本来、指定管理になじまないような施設にまで指定管理の波が押し寄せてしまっている。本来の趣旨、目

的を理解していただきたい」と述べております。

朝倉市における保護者運営の学童保育事業、指定管理制度を取り入れることが妥当か否か、本来の趣旨、目的に照らし合わせて再検討されることを要望いたします。

次に、保護者運営における学童保育の問題点です。

先ほども指定管理者制度を取り入れた保護者運営ということに対する全国的に見ても例があんまりないということを申し上げましたけど、やはり今、保護者運営における学童保育の問題点が、少し表れてきているのではないかと思います。朝倉市は14の学童保育所が保護者運営をしております。保護者運営における問題点を少し質問してみたいと思います。

まず、保育料についてお尋ねいたします。

現在、朝倉市の学童保育料は、1カ月6,800円で統一されております。平成18年に条例が制定された当初から6,800円だったのでしょいか。

○議長（堀尾俊浩君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（上村一成君） ただいまの質問でございますが、当初は条例の中でも幾つか6,000円とか、6,500円とか、その地域、学童によって設定がなされておったところでございます。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 近隣の自治体の条例を見させていただきましたが、条例で金額を決めているところはほとんどございません。決めているにしても、例えばそれ以内とか範囲を決めているぐらいです。

そして、何よりも近隣の市町村と比べて高いようです。先ほども申し上げましたが、昨年は888億円という大きなお金が国から交付されております。近年は、国、県、市からの補助金が大幅に増額されております。保護者運営は、利益を追求する団体ではございませんので、余剰金があるのなら保育料を下げるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中美由紀君） 朝倉市の学童保育所の条例におきまして、学童保育料につきましては、月額保育料6,800円としておりますが、指定管理施設の場合は6,800円の範囲内におきまして、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める保育料を支払うものと定めているところでございます。

本来保育料は、それぞれの指定管理者が6,800円の範囲内で設定できることとなっております。しかしながら、市内におきまして1つしか学童保育所がない場合はともかく、学童保育所が複数ある場合には、それぞれの学童保育所において保育料が異なると、保護者目線で見えた場合、公平性が保たれないということを判断いたしました。

このため、以前はそれぞれの施設においてばらつきがありましたが、利用者の公平性の面から平成23年度の学童保育所の代表者会議におきまして、保育料の統一の提案をいたし

まして、その後協議を重ねて合意に至りまして、結果全ての学童保育所において月額6,800円となったものでございます。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 指定管理者制度を導入して、運営している学童保育所であれば、それぞれの学童保育所で利用料が変わっても不思議はないと私は考えます。

これは業務委託——単なる業務委託、公設民営の業務委託であれば、統一する必要はあるでしょうけれども、指定管理のそもそもの目的といいますか、やはり住民のサービス、いろんなことの節約とか、経費の節約とか、サービス料の見直しとかをうたっているならば、私はそういうことを統一する必要はないと考えます。

まして保護者運営は、さっきも言いましたように、利益を追求する団体ではございませんので、余剰金があるのなら保育料は下げるべきと考えます。いかがでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（上村一成君） 余剰金のまずは取り扱いについて、私のほうから御説明させていただきます。

現在、各学童におきましては、余剰金が議員おっしゃるように発生しております。これにつきましては、次年度へ繰り越しをしているところでございます。

ただし、この繰り越し分につきましては、あくまでも補助の対象にならないようなものであって、学童に必要な物品等について縛りをつけて、その用途については、こちらのほうで指導をしているところでございます。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） それはおかしいんじゃないでしょうか。指定管理を受けた運営体は余剰金を——収益金があつていいという条例があります。だからこそ収益を求めるために民間企業が今保育事業に参入しているわけです。それを縛って、そのお金について1円たりとも使うことについて——保護者会の運営です——そこで制約させるというのは、私は本来の指定管理の目的からは外れていると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中美由紀君） その件につきましては、議員が言われましたように、学童保育所の目的のために余剰金を使われるということはできると思いますし、保育料も条例では学童保育所が6,800円の範囲内で決定していいというふうにはなっておりますが、それぞれの学童保育所に行っている保護者の間から不公平があるということで、統一して決められたこととございますので、その辺につきましては、保育料を下げたいということであれば、またそれぞれの指定管理、そこら辺でまた話し合っていくこともできるのかなと思っております。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 余剰金に関しても、保育料に関しても、市のほうが本来は指定

管理を受けているわけですから、そこの保護者会で決定していいわけでしょうけれど、やはり保護者会運営ということもございますので、市のほうが指導して、ほかの保護者会と話し合っ、いろんなことを決めていっていただきたいと思います。

次に、育成事業者は、職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保しなければならないと条例にありますが、その研修をしているかどうかという実態を、当局は把握されていますでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中美由紀君） 学童保育所の支援員につきましては、朝倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例におきまして、保育士あるいは社会福祉士等有資格者の者が、県等が開催する放課後児童支援員認定資格研修を修了した者を配置することというふうに定められております。

さらに経過措置がありまして、令和5年3月31日までに終了することを予定している者を含むとしていることから、一定の研修等を受けられました資質のある方が、支援員として子どもたちと関わっていただいているというふうに理解をしているところでございます。

また、研修の参加状況につきましては、認定資格研修——先ほど申し上げました研修、平成27年から令和元年までの間、支援員合計116名のうち75名が受講済みでございます。そのほか県主催の放課後児童支援員資質向上研修は、令和元年に34名参加されておりました。

その他、朝倉市が行った研修におきましては、配慮を要する子への研修、これを平成29年度から行ってありますが、結果今延べ99名の参加を得ております。

また、平成29年7月九州北部豪雨の災害を受けまして、災害を受けた児童への対応についての研修や、学童保育所における今後の防災意識の向上及びその対策に関する研修を、令和元年度まで延べ153名参加を得ておきまして、いろんな研修をしている、また参加していただいているということ、市のほうでは周知をしているところでございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 制度は変わろうとしておきまして、支援員の資格がいるようになったこともありまして、平成29年、平成30年あたりは研修に行かれた方が多いと思いますが、それがいらなくなったと言ったら語弊があるかもしれませんが、1人いればいいというふうに緩和されまして、それから去年におきまして、そういった講習会に参加する支援員の数も減ったという話を聞いております。お伺いした学童でも、いつ講習会があっているのか分からないという方もいらっしゃいました。

もっと支援員のキャリアアップ、向上のためには、県が主催している学習会への参加をもっと積極的に働きかけなければならないのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（上村一成君） 議員の御指摘のとおり、今働きかけにつきましては、

私どもも情報を収集しまして、また、県のほうからの御案内等がありましたら、必ずファクスまたはメール等で、各学童のほうには周知をしていきたいというふうに考えています。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） なぜ今のようなことを質問したかと言いますと、国は支援員の質の向上とそれに伴う労働条件の向上として、キャリアアップ事業というのを進めております。

わんぱくクラブ以外の学童保育所にも長期勤務の支援員がいるのに、キャリアアップによる処遇改善——5年以上、10年以上で給与に加算されております——それが国のほうから費用が出るようになっておりますが、そのキャリアアップ事業というものが行われていないのはなぜなのでしょう。

学童保育所を回りましたら、そういう事業がある、お金をもらえるということを知らない支援員さんたちがたくさんいらっしゃいました。このことについて周知はどういうふうになさっていますでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（上村一成君） 申し訳ありません。私のほうがキャリアアップ処遇改善事業があるというのは周知しておりますけども、その部分なぜ受けていらっしゃらないのかということについては、把握をしておりますので、改めまして調査をして、こちらにつきましましては、また御報告をしたいと思っております。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） やはり簡単に国もお金は出しませんで、やはりいただくには研修をすとか、いろんな制約はあるようです。

ですから、検討していただいて、長い支援員さんたち、たくさんいらっしゃいます。その方たちがもらえるような処置を取っていただきたいと思っております。

担当課の指導によりまして、支援員の時給は確かに上がっております。平成28年に私が保育所を訪問しましたときは、本当時給が少のうございました。でも今は、市のほうの指導があつて、かなり時給は上がっております、喜んでおられました。

ただ、まだ勤務時間については短こうございます。学校の下校時間1時間前開所の学童所が、いまだに多く見受けられております。子どもが帰って来る1時間前ではなく、もっと前から出勤して、労働時間を確保して、そして研修を高めて、子どもたちの指導に当たっていただきたいと思っておりますが、そのこのところの指導はいかがでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中美由紀君） 支援員の労働条件につきましましては、指定管理者制度を設けておりますので、運営母体が決めていくことではございます。

しかし、市といたしましても、最低賃金の保障とか社会保険等の関係は、学童保育所の

代表者会の中でも指導してきたところでございます。

しかし、こちらで調査を行いまして、平成29年度と令和2年度に行いました労働条件に関する調査を比較いたしてみますと、一定の勤務時間の確保、それから賃金等については、ほとんどの学童保育所で改善が見られております。

具体的に申し上げますと、運営母体10カ所のうち勤務時間の改善が見られたところが2カ所、それから賃金アップが9カ所、それから時給制から月給制に変わったところ、これが2カ所増えております。それから、新たに社会保険、いわゆる厚生年金、医療の社会保険、これを完備したところが3カ所増えております。また、新たに有給休暇制度を導入したところが5カ所でございます。

いろいろ先ほど議員が余剰金があるとかいうところも言っておりますので、それぞれの運営母体でそういうふうな勤務条件の改善、そういうのをさせていただくように、こちらのほうでも指導をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（上村一成君） では、若干データの補足をしたいと思います。

16学童のうち、10時からの勤務といいますか、開所をしているところは5カ所でございます。11時からが1カ所、残りは13時とか14時となっております。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 1時、2時と書いてありますでしょうけど、私が訪れますとおりません、誰も。なぜかという学校は今日は4時からだったとか、いろいろあっていますので、実態はなかなか難しいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

次に参ります。安定した学童保育が行われる運営母体についてお尋ねいたします。

保護者運営における学童保育の問題を論議してまいりましたが、全国的にも保護者運営による学童保育所は減少してきております。その理由の一つとして、年々補助金の額が高くなり、きちんとした事務員を配置していない保護者運営では、対応が難しくなってきたからだと考えます。

先ほどからもお尋ねしておりますが、各学童保育所が保持している多額の余剰金について、今後市はどのようにお考えでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（上村一成君） 先ほども余剰金につきましては触れましたけども、学童のために使っていただくということを前提に、また市のほうとしても保護者会、運営主体等々と協議はしていきたいというふうに考えております。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 平成28年に質問したときは、余剰金は、大体原則認められないというようなお答えがあってました。

ただ、現在では、学童保育所のほうに聞きましたら、それはないと。市のほうから、そ

ういった返還してくれという指導はあっていないとは言っておりました。

しかし、通帳名義、電話契約者名、毎年代表者が変更になる保護者会運営で、そういうことに関してはどのように指導しているのでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（上村一成君） 今、議員がおっしゃった通帳名義とか、電話の名義が、代表者の個人名義で管理をされているということから、なかなか名義変更等の管理が困難であるということは聞き及んでおります。

ただし、これについて、具体的に改善方策等をこちらのほうから指導したことはありません。申し訳ありません。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 長い保護者運営になってまいりますと、いろんな問題が生じてくると思いますから、それを解決していくのは大変なことだろうと思いますけど、今からの課題だと思います。

小規模の学童保育所は、研修の余裕がなく、学童保育所間で支援員の能力に大きな格差が生じると考えます。

また、毎年役員が変更する保護者運営では、経営に安定性がなく、支援員に安心した職場の提供が難しいとも考えられると思います。

以上、安定した学童保育が行われる運営母体として、非営利法人とか、運営連合会などを立ち上げる必要性があると考えられますが、市はどのようにお考えでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中美由紀君） 学童保育の児童数も多くなっておりますし、補助金とかそういう運営費等が大きな金額になっているということで、今まではいろんな経緯を見て、保護者会を指定管理者として指定してきたところでございますけれども、保護者会でもう運営が難しいというところが出てまいった場合には、市の担当といろいろ協議をしながら、一般の公募等でプロポーザル等で、民間とか、NPOとか、法人とか、そういうところをお願いするというのもしていこうというところで、いろいろ相談を受けている学童も少し増えてきているように思っております。

ただ、今の保護者会をNPO法人にするとか、そういう話は市から持ちかけるものではございませんので、保護者会のほうからNPO法人を立ち上げたいとか、そういうふうな御相談がありましたら、こちらのほうも相談に乗りながらやっていきたいと思っておりますが、ただし今度は一般公募になりますと、NPO法人をしたところといろんなところが一般公募になると思いますので、必ずしもどこの法人が指定管理として選ばれるかどうかというところは、また別問題になりますので、そこら辺もございまして、よりよい学童の保育を、やっぱり市としても安定的に、継続的にやっていく場合に、相談には乗ってまいりますけれども、よりよい管理運営となるように、市としてもいろいろ指導とか、相談

を受けながらやっていきたいと思っております。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 長年培ってきた学童保育の地域での信頼は、簡単に変えられるものではないかもしれません。

しかし、将来の朝倉市における放課後児童健全育成事業を揺るぎないものにするためには、運営母体について、保護者会や市民と一緒に、時間をかけて検討していくことを要望いたします。

次、教育行政についてにまいります。

この問題につきましては、大庭議員、それから中島議員とほとんど重複しておりますので、私が質問しようと思ったことを少し、その中から重複していないものについてだけ質問したいと思います。

新型コロナウイルス感染拡大の不安はあったものの、一人の感染者も出ていない朝倉市でしたが、全国一斉に学校休校の要請が出されました。すぐに解除されるだろうと思っていましたが、約3カ月もの長期にわたる休業になってしまいました。

先ほどでも、この間の子どもたちの学力面、健康面、生活状況をお話いただきましたが、少しお話いただけますでしょうか。

○教育部長（高木昌己君） 緊急事態宣言時におきましてですけれども、各小中学校が学習課題を作成しまして、小学校におきましては、週1回程度保護者へ学校へ行っていただいて配付を行いました。

また、中学校におきましては、週1回程度生徒自身が登校しまして、15分程度学校に滞在して、それで配付を行っております。

また、来校ができない御家庭につきましては、教職員が各家庭訪問を行いまして、学習課題の配付を行っております。

来校につきましては、また学年、地方等を分けることや、学校の状況によりましては、学年別、学級別、地方別等の分散登校を実施しております。週に2から3回、2日から3日の午前中のみ出校日を設けて、学習課題の点検と、これは18日以降ですけれども、そういう対応も行っております。

なお、生活状況あるいは健康状態の把握でございますけれども、これにつきましては、5月17日までは来校時に保護者、生徒からの状況確認を行うとともに、来校できていない児童生徒につきましては、教職員の家庭訪問、電話などでの連絡等で対応をしております。さらに、18日以降については学習活動とともに健康観察あるいは教育相談を通しまして児童生徒の状況把握を行っております。

また、要保護の御家庭につきましても、これらと同じような取り組みを行っております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 長い間の休校、休業間の先生方の御苦勞は、大変だったものだろうと。また、教育委員会も大変だったと思って、本当ありがたく思っております。

緊急事態宣言が解除され、6月1日より学校が再開され、3週間が過ぎようとしております。各学校いろんな感染防止策を取っていると思いますが、体温測定については、どのようになさっていますでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） 学校再開後は、6月1日から、学校については完全登校、完全再開ということで、給食も提供しますし、部活動についても一定、先ほど教育長からも言われましたように、活動そのものは自粛ですけれども、部活動は認可をしたというところで始めております。教育委員会としましても、給食の状況等、現地、学校を回りまして、確認をしながらしております。

学校におきましては、文部科学省が学校専用でつくりました『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～』というものが配付をされましたので、これに基づきまして各学校に合ったマニュアルと、これに準じて対策を行っていただいているところでございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 体温測定についてだけお伺いした……、体温測定。各学校違うんでしょうか、対応の仕方が。

○議長（堀尾俊浩君） 教育課主幹参事。

○教育課主幹参事（橋本知之君） 失礼いたします。体温の測定につきましては、基本的には御家庭で登校前にしていただきまして、それを登校時に教職員のほうで点検をして、していないという生徒、子どもさんがおられましたら、その場で対応したということで、学校のほうには対応していただいているところです。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） ほかの自治体へ聞きますと、ちゃんと非接触型体温計で、登校してきた子どもたちにピッピとするとか、それとか東峰学園によりますと、これは頂けるお金の中でサーモグラフィーというんですか、あれを購入して、二、三百万円するんだらうと思えますけれど、それで、登校してきた子どもたちの体温をピッピしなくても分かるような、そういった体制を取っているということを聞きましたが、朝倉市においては各家庭で測られたのをもとに体温測定をしているということですね。

それでは、校内消毒についてお尋ねします。

先ほどは、各学校が責任を持ってする、基本的に先生方が頑張っているとおっしゃいましたが、そもそも消毒というのは学校の先生がするものじゃございませんですね。そして国のほうも、消毒に関する専門の職員を雇っていいと、お金は出すと言っているわけですから、この県の事業に申請しているんでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） すみません、言葉が足りなかったのかもしれませんが、感染者が出た場合の話でございますが、それについては業者に基本的に任せますけれども、御自分の机の回りですとか私物のところについては学校で対応していただくというふうにしております。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） それはそうだと思います。

先生方にお聞きしますと、やはり特別教室などの出入りがございますので、その後は必ず次の生徒が来るまでに消毒しなければいけないとか、そういう細かいことは先生方が努力してございますけれど、基本的に子どもが帰った後に校内を一斉にきちんと消毒をするということについては、国のほうでも予算が計上されておりますので、きちんと申請していただきたいと。

スクールサポーターについては、県のほうでもう認定されておりますので、やはりこれも申請しなければお金は下りてきませんので、もし申請していないようでしたらきちんと申請して、先生方をいろんなそういった労から外していただきたいと思います。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） 申し訳ございません。現状のことでございます。

現状は、おっしゃるとおりスクールサポーターでそのように各学校に派遣をしまして、そのスクールサポーターが消毒を先生の代わりにやっただくというところで考えております。申請もしておりますので。申請前に朝倉市はもう独自で予算を取っておりますので、その辺はよその自治体よりも先行していると思います。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） なかなかやっぱり先生方は自分たちでなさっているみたいで、大変は大変だと。でも、どうしてもそのしてくださる方が見つからないなら、自分たちで何とか頑張るから、それに対するお手当をお願いしますとは言っておりましたけれど、それはできないでしょうけれど、早急に消毒の作業員の方を見つけることをお願いいたします。

それと、授業時間数確保については、先ほどお伺いいたしましたが、遅れを取り戻すために、9月までのうちに夏休みを短縮したりとか、いろいろ対策を取っておられるようですが、1日に45分の、細かくはなりますけど、7時間授業を組む計画があると聞きましたが、7時間、午前中4時間、昼から3時間、幾ら5分短縮しても、やはり7時間というのは、長期3カ月も休んだ子どもにとって、体力がもつんでしょうか。まして、一番暑い夏の時期に実施することについて、私はどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育課主幹参事。

○教育課主幹参事（橋本知之君） 失礼します。特にその7時間授業の計画、予定といい

ますか、考えを持ってあったのは中学校だと思います。中学校の授業は通常50分授業、それを45分あるいは40分にして、1日に7時間したらという、今、検討されているということでした。ただ、その場合に、やはり子どもの負担あるいは先生方の負担、そのあたりを十分に考慮されて、状況を把握しながら実施はしていこうということで、今、予定を立ててあるところです。まだ実施には至っていないということで伺っております。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） スクール・サポート・スタッフによる教育支援は承認されましたし、この事業は県の補助金も受けておりますが、学習保障に必要な人的体制として学習指導員の追加配置も国の2次補正で予算化されております。TT指導、放課後の補習学習などを支援する指導員として必要だと考えますが、県に申請はしておりますでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） その点についても申請をして、採用する予定でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） はい。次に、授業時間数が足りていない中学3年生のことについては、先ほどもお伺いいたしました。高校受験への不安は大きいものがございまして、受験に対する子どもへの配慮ある対応をしていただけるように、教育委員会として県のほうに要望してほしいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） 各学校からのそういう要望等を踏まえまして、積極的に県のほうへは要望していきたいと思っております。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 長期休業によって起こる子どもの心身の問題の対応については大庭議員が質問されましたので割愛させていただきますが、その中で、段階を踏んで対応していきたいとの教育長の答弁がございました。大きな助っ人になるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの支援配置も国の2次補正で予算化されております。ぜひ申請していただきたいと思っておりますが、見解をお尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 教育課長。

○教育課長（藤森直人君） 議員がおっしゃったスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについては、今のところ、現状の段階で対応できておるところでございます。それでまた必要に応じて対応していきたいというふうに思っております。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 先ほども先生方の心的疲労もあるとおっしゃっていたばかりです。できれば国のほうで予算をしてくださるのなら、そのスクールソーシャルワーカーの先生方が見つかるかどうか分かりませんが、やはり努力して、福岡市から比べると、朝倉市は本当にもう少のうございまして。やっとなら2人確保できたと思ったら1人休んで

あるとか、そういうこともありますので、やはりスクールソーシャルワーカーの先生とかスクールカウンセラーの先生というのは重要でございます。

今から、こういったコロナ第2波、第3波が来れば、もっともっと先生方の疲労は増してくると思いますので、子どもたちも増してくると思いますので、ぜひ予算化できるものであれば、まず申請はしておいていただきたいと思います。

次に、就学援助受給世帯に児童1人当たり地元産米を10キログラム支給することが承認されましたが、なかなかやはり貧困世帯にとってはありがたいことだと思います。それで、4月、5月の給食があっておりませんので、8月の給食費を全児童生徒分を市費負担していただきたいと要望いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） 給食費につきましては、4月、5月分が、確かに給食があっていませんけれども、御承知のとおり4月が春休みにかかりますことと、5月がゴールデンウィークがありますので、日にち的にはそんなに2カ月分ございませんで、逆に8月が出校で給食をするという前提でございますので、その分と、9月以降、もし土曜授業等が入った場合の分につきまして、そこら辺でペイする状況でございますので、今のところそういう還付等の考えは持っていません。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 子どもたちの対策として、臨時議会などでいろいろ支援とかにも対策費を上げておりますが、全部国のほうなり県のほうなりで予算は充当できるようになっておりますので、市としても独自財源として、よその自治体でもやっております8月の給食費を全児童生徒に市費で負担することをぜひ要望いたします。

新型コロナウイルスのワクチンや治療薬が開発されて、平常な生活が1日も早く送れるようになることを願いまして一般質問を終わります。

○議長（堀尾俊浩君） 7番佐々木明子議員の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は22日月曜日午前10時から行い、一般質問を続行いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時18分散会